平成２６年（フ）第３９号
福岡県筑後市大字一条1330番地36　レジデンス一条307号、旧住所福岡県筑後市大字溝口1068番地
破産者　水町　　守
1　破産債権の届出期間　平成27年10月８日まで
2　一般調査期日　平成27年12月９日午前10時15分
平成27年９月10日　福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第５６１３号
大阪府東大阪市高井田本通２丁目２番24号　メゾンドールコトブキⅠ　201号、開始決定時大阪府東大阪市御厨中１丁目10番15号
破産者　大栄紙工こと　山本　宣男
1　破産債権の届出期間　平成27年10月９日まで
2　一般調査期日　平成27年11月19日午後２時
平成27年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５４２号
大阪府守口市大宮通３丁目21番５号
破産者　株式会社オオキモータース
1　破産債権の届出期間　平成27年10月９日まで
2　一般調査期日　平成27年11月16日午後２時30分
平成27年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８８号
埼玉県入間市大字小谷田342番地９
破産者　木村　邦彦
1　破産債権の届出期間　平成27年10月21日まで
2　一般調査期日　平成28年１月20日午前11時20分
平成27年９月９日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９９号
愛媛県伊予郡松前町大字徳丸620番地３
破産者　重松ミエ子
1　破産債権の届出期間　平成27年10月21日まで
2　一般調査期日　平成27年11月26日午後１時20分
平成27年９月10日　　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目１番15―２号　シャトー西川201号、開始決定時の住所北海道上川郡清水町南２条９丁目18番地１
破産者　亀谷　博一
1　破産債権の届出期間　平成27年10月29日まで
2　一般調査期日　平成27年11月26日午後１時30分
平成27年９月10日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

債権者集会招集

平成２３年（フ）第２５９号
福島市飯坂町字横町29番地
破産者　有限会社岩城屋衣料品店
1　期日　平成27年11月19日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年９月10日　　福島地方裁判所

平成２６年（フ）第４３３０号
大阪市北区天満橋１丁目８―10ＯＡＰレジデンスタワー東館2102、旧本店所在地和歌山県海南市日方1271―99クレンツ海南206　（旧本店所在地）和歌山県有田市箕島51番地
破産者　旭日企業株式会社
1　期日　平成27年10月23日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第６３号
山口市糸米２丁目６番１号　第２糸米ハイツ２―Ｂ、前住所山口市三の宮１丁目１番69号　コーポ上山口６号
破産者　山中　　浩
異議申述期間　平成27年11月５日まで
平成27年９月10日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第８号
滋賀県守山市古高町341番地１北川ビル203
清算株式会社　株式会社おうみ
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成27年９月８日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、平成27年６月26日以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び放棄
⑴　弁護士法人三宅法律事務所に預託した金員の残額を弁済原資総額とし、一般債権額により按分して各債権者に対する弁済総額を算定する。
⑵　一般債権者は、前項の支払を受けたときは、特別清算会社に対するその余の債権をすべて放棄する。
第３　関連会社債権
１　関連会社債権の定義
関連会社債権とは、協定債権者のうち債権者北川博一、北川やすゑ、北川恭司が有するものをいう。
２　関連会社債権についての免除
関連会社債権は、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
大津地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第２号
堺市堺区竜神橋町１丁１番20号
再生債務者　株式会社シティホテルサンプラザ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成27年９月９日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第１号
福島県二本松市雄平台15番地
再生債務者　安達太良観光開発株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の認可決定確定後３年を経過
平成27年９月８日
福島地方裁判所第１民事部

平成２６年（再）第１９号
大阪府泉佐野市住吉町30番地１
再生債務者　関西ヌードル株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成27年９月８日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第４８号
埼玉県川越市大字的場1920番地１　（ＭＩＮＴ，ＨＯＵＳＥ―Ｄ203号室）
再生債務者　甲斐　翔太
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月29日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月13日から平成27年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第６４号
埼玉県入間市大字野田53番地26
再生債務者　竹下　貴登
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月29日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月13日から平成27年10月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第８５号
埼玉県蕨市錦町４丁目１番18号　ヒューマンスクエア戸田富士見公園206号
再生債務者　野々市恭徳
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月30日まで
4　一般異議申述期間　平成27年10月14日から平成27年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部